

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

今年も早いもので、12月を迎えました。

今年も、新型コロナウイルスという「困難」に遭遇し、「困難」を克服すべく、コロナとともに生きた一年でした。ささやかな取り組みかもしれませんが、当社も全体ミーティングにて「家族以外との会食自粛」「忘年会等の懇親会への出席禁止」等々、自社として「今できる取り組み」「今すべき取り組み」を、全社員であらためて確認して、年末年始に向かいます！まさに会社、事業、社会が「困難」に立ち向かっている今こそ、金融機関とも”車の両輪”として密に連携して、「相談相手」として土業コンサルティングチームの英知をかけて、社会貢献していきたいと決意しています。

12
2020



TFSGグループ(税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

要チェック！ 令和2年分 給与所得の源泉徴収票

給与の支払者は、令和2年中に給与を支払ったすべての受給者に対して「給与所得の源泉徴収票」（以下、源泉徴収票）を作成し、原則として令和3年2月1日までに交付しなければなりません。2020年8月号ではこの源泉徴収票について、税制改正による変更点をご案内しました。今回は当該変更点も含めて、源泉徴収票作成の際の留意点をご案内します。

【受給者交付用（ひな型）】																
令和 年分 給与所得の源泉徴収票																
支払 を受ける 者	住所又は 居所	(受給者番号)														
		(役職名)														
		氏名														
		生 年 月 日														
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除を除く)		所得控除の額の合計額		源泉徴収額								
		内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円		
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別) 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 扶養親族の数 (扶養親族を除く。) 障害者の数 (本人を除く。) 非居住者である親族の数																
		有	無		千	円	人	人	人	人	人	人	人	人		
		老人	障害		千	円	人	人	人	人	人	人	人	人		
		特定	老人	その他	千	円	人	人	人	人	人	人	人	人		
		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
		内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円		
(摘要)																
④																
社会保険料等の内訳		前年度保険料の金額		今年度保険料の金額		今年度保険料の支払		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		
		内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)	
		住宅借入金等特別控除(仮)	住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)		住宅借入金等特別控除(仮)									

出典：国税庁HP「[手続名] 給与所得の源泉徴収票（同合計表）[手書用]令和 年分 給与所得の源泉徴収票（PDF/262KB）」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r02/23100051-01.pdf>

① 給与所得控除後の金額
(調整控除後)

支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)		
内	千	円		千	円

年末調整時に適用した給与所得控除後の金額を記載します。所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を加味します。

例. 年収900万円で所得金額調整控除の適用がある場合

【計算（単位：円）】

①給与収入－給与所得控除

$$9,000,000 - 1,950,000 = 7,050,000$$

②所得金額調整控除額

$$(9,000,000 - 8,500,000) \times 10\% = 50,000$$

$$\textcircled{3}\textcircled{1}-\textcircled{2}$$

$$7,050,000 - 50,000 = 7,000,000$$

支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)		
内	千	円		千	円
9	000	000	7	000	000

【参考：控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族】

- ・ 年の途中で退職した受給者へ交付する源泉徴収票にも記載が必要です。
- ・ 受給者交付用へはマイナンバーの記載は不要ですが、税務署提出用、市区町村へ提出する給与支払報告書にはマイナンバーの記載が必要です（16歳未満の扶養親族については、市区町村へ提出する給与支払報告書のみマイナンバーの記載が必要です）。

② 基礎控除の額、所得金額調整控除額

配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
		基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円

年末調整での所得金額調整控除や、基礎控除の適用額を記載します。ただし、適用する**基礎控除額が48万円の場合**は、「基礎控除の額」欄への**記載は不要**です。

例.基礎控除の額が48万円で所得金額調整控除額が5万円の場合

48万円のため記載不要

基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
		50,000	

③ ひとり親、寡婦の記載欄

本人が障害者	寡	ひとり親	勤労学生
特	そ	ひ	勤
別	の	と	労
	他	り	学
		親	生

年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当する場合に“○”を付します。

④ 摘要欄

(a) 改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、③欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」又は「旧寡夫」と記載します。

例.「旧特別の寡婦」の適用者（年末調整対象外）

(摘要)
旧特別の寡婦 「寡婦」及び「ひとり親」欄に「○」を付さないでください。

(b) 所得金額調整控除の該当要件

所得金額調整控除の適用がある場合、該当要件に応じて「(摘要)」欄に記載します。

要件	記載方法	氏名
扶養親族の年齢23歳未満	〇〇（調整）	〇〇氏名
扶養親族が特別障害者		
同一生計配偶者が特別障害者	〇〇（同配）	
本人が特別障害者	記載不要	

ただし、扶養親族又は同一生計配偶者の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

例.10歳の子どもがいる所得金額調整控除適用者
子どもの氏名＝真衣 小太郎

(摘要)
真衣 小太郎（調整） 「16歳未満の扶養親族」欄に記載があれば、記載省略可能

⑤ 元号記載欄

受給者生年月日の元号表記欄には、“明治”“大正”“昭和”“平成”又は“令和”と**漢字で記載**します。

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日

例.昭和50年6月12日生まれの場合

受給者生年月日			
元号	年	月	日
昭和	50	6	12

【参考】国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm>



マイナンバーカードの 健康保険証利用と 広がるマイナポータル活用

2020年9月1日現在のマイナンバーカード交付枚数率は全国で19.4%に止まっています。国は2020年9月よりマイナポイントの付与を開始するなど、マイナンバーカードの普及を促しています。ここでは、マイナンバーカードの今後の動きなどをとり上げます。

■健康保険証としての利用が可能に

2021年3月(※)より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には、医療機関・薬局の窓口の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、患者の本人確認等が行われることになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際のメリットとしては、主に以下の5点が挙げられています。

- ・ 就職・転職・引越をしても健康保険証として引き続き使える。
- ・ 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でもこれまで以上に服用した薬の情報が医師等と共有できる。
- ・ マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を確認できる。
- ・ マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。
- ・ 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される。

従業員にとっては、転職や結婚等のライフイベント時に健康保険証の発行を待たずに医療機関等を受診できることから、今後マイナンバーカードを申請し、利用するケースが増えてくることが予想されます。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

■広がるマイナポータルの活用

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、交付されたマイナンバーカードを用いて利用の申し込みをする必要があります。この申し込みは、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）により行います。

マイナポータルでは、すでに市町村の子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請、届出ができます。また、外部サイトを登録することでマイナポータルから外部サイトへのログインも可能です。例えばe-Taxとの連携による年末調整・確定申告手続き、ねんきんネットとの連携ができます。今後、マイナポータルの利用は広がっていくことが想定されます。

国はマイナンバーカードの健康保険証利用を促進するために、医療機関・薬局に対し顔認証付きカードリーダーの無償提供をしており、また、それ以外の費用についても補助を出しています。どの程度普及するかは不透明ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用により従業員の利便性が向上する面もあることから、従業員に制度を周知するとよいでしょう。なお、これに伴い今後健康保険証が廃止されるわけではありません。



2019年の年末賞与支給状況を振り返る

コロナ禍で年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは厚生労働省の調査結果※から、2019年の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

全体では2018年より微増

2019年の年末賞与1人平均支給額を産業分類、事業所規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計は、5～29人が約27万円で前年比3.0%の増加、30～99人は約35万円で前年

比1.9%の増加となりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人が0.99ヶ月、30～99人が1.14ヶ月で、前年とほぼ同程度です。支給事業所数割合は5～29人が70%程度、30～99人は90%程度で、こちらも前年とほぼ同じ割合という結果です。

2019年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業分類	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	273,076	3.0	350,683	1.9	0.99	1.14	70.2	91.3
建設業	340,373	12.8	578,222	14.0	0.96	1.49	75.0	92.8
総合工事業	336,185	14.6	524,718	22.6	0.92	1.42	73.2	93.6
職別工事業	267,422	-11.0	339,279	8.5	0.79	0.98	72.7	80.0
設備工事業	409,756	29.6	762,318	3.5	1.18	1.90	80.4	100.0
製造業	256,312	-7.1	353,507	-4.1	0.89	1.17	71.6	92.9
消費関連製造業	163,894	-5.7	277,140	-2.3	0.63	1.00	60.5	88.9
素材関連製造業	284,719	-4.1	400,818	-9.3	0.98	1.29	76.4	95.1
機械関連製造業	306,639	-12.8	363,454	1.4	1.00	1.17	77.5	93.9
食料品・たばこ	131,616	-26.1	290,779	1.2	0.57	1.04	56.4	93.7
繊維工業	158,965	6.9	191,294	-6.6	0.58	0.84	53.6	74.2
木材・木製品	224,820	11.1	280,059	5.5	0.89	1.03	77.4	100.0
家具・装備品	226,549	33.6	285,518	7.2	0.89	0.99	67.1	94.3
パルプ・紙	197,746	13.9	416,582	0.0	0.84	1.43	67.4	91.7
印刷・同関連業	163,595	-13.9	296,890	-12.4	0.59	0.98	70.2	89.8
化学、石油・石炭	631,703	2.8	528,684	-17.1	1.61	1.44	80.2	90.9
プラスチック製品	210,755	-12.9	330,026	15.4	0.88	1.14	65.6	97.0
ゴム製品	267,047	32.4	319,960	-20.3	0.95	1.23	80.1	87.0
窯業・土石製品	245,045	-5.7	369,625	3.4	0.90	1.29	72.1	98.6
鉄鋼業	413,776	22.6	459,888	-24.6	1.24	1.55	85.6	97.1
非鉄金属製造業	276,937	11.7	429,298	-9.4	0.97	1.36	70.2	98.7
金属製品製造業	262,322	-16.9	406,861	-15.6	0.93	1.29	82.7	94.6
はん用機械器具	385,968	-12.1	393,141	-7.2	1.28	1.19	77.9	95.2
生産用機械器具	354,049	-10.0	412,057	15.1	1.02	1.28	83.0	100.0
業務用機械器具	371,610	8.5	453,610	-0.9	1.11	1.35	78.2	87.5
電子・デバイス	164,925	-46.5	260,846	-11.2	0.73	0.94	68.1	90.5
電気機械器具	232,129	-25.5	286,364	-11.7	0.85	1.05	73.2	93.2
情報通信機械器具	201,738	-26.8	399,201	12.8	0.83	1.22	64.8	84.9
輸送用機械器具	278,077	4.4	367,153	3.6	1.00	1.14	77.0	90.8
その他の製造業	245,828	37.4	272,118	-3.1	0.72	0.98	69.2	82.6
情報通信業	407,410	19.8	491,125	-9.0	1.14	1.31	75.9	91.1
情報サービス業	366,984	-2.3	488,946	-4.6	1.09	1.26	75.6	89.6
映像音声文字情報	340,039	-10.0	492,476	-16.2	1.03	1.43	72.8	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2019年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など (2)

産業分類	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合 (ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
運輸業、郵便業	287,737	-9.0	339,279	6.8	0.92	1.09	73.5	92.4
道路旅客運送業	171,000	49.7	123,657	-13.1	0.64	0.49	62.8	88.0
道路貨物運送業	234,047	1.8	285,309	18.8	0.75	1.01	71.0	91.8
卸売業、小売業	296,297	5.4	298,070	-0.6	1.02	1.00	67.7	90.4
卸売業	464,281	7.1	545,148	-0.7	1.33	1.50	78.3	94.2
繊維・衣服等卸売業	321,675	42.5	356,971	-12.1	0.88	1.09	60.1	84.6
飲食料品卸売業	269,333	-13.9	315,115	-3.5	0.86	0.90	69.6	84.1
機械器具卸売業	544,734	9.3	658,080	-8.7	1.57	1.64	82.2	100.0
小売業	206,482	4.3	129,745	-9.4	0.86	0.63	63.1	87.8
各種商品小売業	92,714	-68.7	102,755	2.5	0.63	0.68	39.7	90.9
繊維等小売業	146,626	13.2	105,859	-59.6	0.75	0.52	69.9	29.4
飲食料品小売業	92,390	55.2	97,464	-13.0	0.53	0.56	35.5	89.5
機械器具小売業	469,625	13.1	447,981	2.7	1.38	1.17	83.6	100.0
金融業、保険業	499,690	2.8	626,494	42.6	1.57	1.54	87.5	96.8
不動産業、物品賃貸業	314,549	-0.7	465,275	5.9	1.17	1.25	75.9	93.7
不動産業	387,689	5.5	455,122	-1.4	1.28	1.27	72.0	93.1
物品賃貸業	199,234	-16.4	482,476	19.3	0.96	1.20	85.0	94.7
学術研究等	391,617	-13.3	575,919	8.2	1.22	1.52	80.0	94.5
専門サービス業	378,618	-16.2	677,374	79.4	1.32	1.48	83.7	100.0
広告業	215,494	-54.9	367,170	33.4	0.57	1.01	50.5	88.9
技術サービス業	383,306	-10.5	522,034	-1.7	1.12	1.53	78.6	96.2
飲食サービス業等	45,697	-13.4	58,917	5.9	0.37	0.38	50.4	83.1
宿泊業	103,572	-23.3	99,611	8.5	0.53	0.56	51.2	76.3
飲食店	34,025	5.7	41,968	11.6	0.31	0.32	47.3	84.1
持ち帰り・配達飲食	66,348	-40.8	121,192	-1.1	0.46	0.55	60.5	85.2
生活関連サービス業等	168,102	29.7	124,363	-2.9	0.74	0.62	51.6	90.4
娯楽業	160,890	54.7	113,449	-15.6	0.74	0.65	72.9	92.0
教育、学習支援業	396,701	-5.2	555,038	-9.1	1.35	1.77	78.5	97.1
学校教育	519,398	-1.4	593,043	-5.4	1.75	1.88	96.6	98.8
他教育、学習支援	189,501	-8.8	311,219	-38.6	0.89	1.07	64.5	87.5
その他のサービス業	342,430	12.1	293,575	5.8	1.19	1.01	74.8	82.1
廃棄物処理業	326,589	-6.2	425,653	-6.9	1.11	1.16	83.4	97.1
自動車整備等	370,896	-2.6	578,277	-3.2	1.24	1.61	75.8	100.0
職業紹介・派遣業	408,743	128.9	228,030	19.5	1.25	0.74	70.6	68.1
他の事業サービス	295,526	21.1	218,242	7.8	1.06	0.88	76.5	79.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

産業分類別の状況

産業分類別にみると、5～29人と30～99人の両方で2018年より増加しているのは、産業大分類では建設業と金融業、保険業、その他のサービス業の3業種でした。逆に両方とも減少しているのは、製造業と教育、学習支援業となりました。

なお、厚生労働省によると、2020年4月から8月までの労働者全体の賃金（現金支給総額）は、前年比でマイナスの状態が続いています。ただし、コロナ禍でも業績を伸ばす業種業態があることから、今年の年末賞与は、例年以上に支給状況に差が出ることが予想されます。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya_l=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclass=000001015912

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収もれがないように心がけましょう。

2020年12月
お仕事備忘録

1. 年末調整の実施
2. 源泉徴収票等の法定調書関係の作成
3. 雇用調整助成金の緊急対応期間
4. 小学校休業等対応助成金の対象期間
5. 標準報酬月額の特例改定の延長
6. 賞与支払届の提出
7. 仕事納めの段取り確認

1. 年末調整の実施

そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。また、年末調整申告書の電子化を行う会社では、あらかじめ、税務署に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出して承認を受けておく必要があります。

2. 源泉徴収票等の法定調書関係の作成

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年分の扶養控除等申告書で確認しましょう。
また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表等の作成（提出期限は2021年2月1日）に向けた準備を早めに行いましょう。

3. 雇用調整助成金の緊急対応期間

通常よりも高い助成率や要件緩和などの特例措置の延長は12月31日までです。2021年1月以降の措置については政府が雇用情勢を考慮して判断することとなっています（2020年10月26日時点）。申請期限は支給対象期間の末日の翌月から2ヶ月以内です。

4. 小学校休業等対応助成金の対象期間

助成金の対象となる有給休暇の期間は12月31日まで。申請期限は9月30日までの休暇取得分は12月28日まで、12月31日までの休暇取得分は2021年3月31日までです。

5. 標準報酬月額の特例改定の延長

2020年4月～12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった場合は、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4ヶ月目に改定）によらず、特例により翌月から改定できます。

6. 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

7. 仕事納めの段取り確認

仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などの最終確認をしましょう。取引先に年末の挨拶回りにいく場合は、この1年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続きなども行いましょう。
一方で、取引先の年末年始休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。



2020.12

今月は、賞与の支給、年末調整、年末年始の休み等で資金繰りが窮する時期です。計画の確認をしつつ、日単位で資金繰りを管理しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	火	友引	令和2年度年末年始無災害運動（～2021年1月15日）
2	水	先負	
3	木	仏滅	障害者週間（～12月9日）
4	金	大安	
5	土	赤口	
6	日	先勝	
7	月	友引	大雪
8	火	先負	
9	水	仏滅	
10	木	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（11月分）
11	金	赤口	
12	土	先勝	
13	日	友引	
14	月	先負	
15	火	大安	
16	水	赤口	
17	木	先勝	
18	金	友引	
19	土	先負	
20	日	仏滅	
21	月	大安	冬至
22	火	赤口	
23	水	先勝	
24	木	友引	
25	金	先負	
26	土	仏滅	
27	日	大安	
28	月	赤口	
29	火	先勝	
30	水	友引	
31	木	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）（1月4日期限） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第3期分）※市町村の条例で定める日まで